

豊川キエーロ購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の各家庭から排出される生ごみの減量の推進及び市内又は県内の木材（以下「地域材」という。）の利用促進による森林資源の保全を図るとともに、障害者の福祉に資するため、市の指定する障害者福祉に関する団体から豊川キエーロを購入する者に対し、市の予算の範囲内で交付する豊川キエーロ購入費補助金（以下「補助金」という。）について、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において豊川キエーロとは、地域材で制作した土壌混合型生ごみ処理機で、生ごみを土中の微生物の働きによって分解するものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 生ごみを減らすことを目的として豊川キエーロを購入した者
- (3) 市が指定する障害者福祉に関する団体から豊川キエーロを購入した者
- (4) 市税及び国民健康保険料（以下「市税等」という。）の滞納がない者

2 前項第3号の市が指定する障害者福祉に関する団体とは、豊川市社会福祉法人くすの木福祉事業会をいう。

(補助金の額等)

第4条 補助金の交付の対象となる購入費（以下「補助対象購入費」という。）は、豊川キエーロ本体1基の購入に要する費用とする。

2 補助金の交付の対象とする豊川キエーロの基数は申請者一名につき1基とする。ただし、補助金の交付の対象となった豊川キエーロを購入してから5年を経過したときは、新たに豊川キエーロ本体1基の購入に要する費用を補助対象購入費とすることができる。

3 補助金の額は、補助対象購入費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、10,000円を上限とする。

(交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊川キエーロ購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、豊川キエーロを購入した日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊川キエーロ購入に係る領収書の原本
- (2) 豊川キエーロ設置等実績報告書（様式第2号）
- (3) 同意書兼市税等滞納情報照会書（様式第3号）

(交付決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当である

と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、補助金の額を確定し、豊川キエーロ購入費補助金交付決定兼補助金確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知を申請者が受領した日から起算して、10日を経過する日までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第8条 第6条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、市長が指定する日までに、豊川キエーロ購入費補助金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消したときは、豊川キエーロ購入費補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（購入者の義務）

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る豊川キエーロを適正に維持管理し、生ごみ減量のために使用しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付に係る豊川キエーロを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

（助言）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が豊川キエーロを適正に維持管理し、生ごみ減量を推進することができるよう必要な助言を行うものとする。

（調査）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、豊川キエーロの設置状況及び使用状況等を把握するための調査について協力を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の豊川キエーロ購入費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている豊川キエーロ購入費補助金交付申請書その他の用紙は、改正後の豊川キエーロ購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、同日以降に購入された豊川キエーロについて適用する。